

監 事 監 査 報 告 書

令和5年5月17日

理事長 堀川 清 様

監事 滝澤多佳子 印
監事 鈴木 聰 印



私たち監事は、社会福祉法第40条に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人みどり自由学園の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告します。

記

1 監査日時、場所 令和5年5月17日 午前10時～12時

社会福祉法人みどり自由学園 応接室

2 立会者

理事長	堀川 清
園長	中野智行
書記	北岡慶子
	伊藤敬太郎
	砂川辰介
	田中秀典

3 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び各施設の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表及び事業報告書につき確認し、監査チェックリストに基づき、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査しました。

4 監査結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び事業活動計算書及び資金収支計算書の金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書は法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

みどり自由学園 令和5年度監事監査報告書(業務監査部分)

令和5年5月17日
監事 鈴木 聰

本年度は、従前の指摘内容の対応確認とともに、子どもの権利擁護にかかる下記の点について監事監査を実施した。

前提としての確認事項

1-①直近の第三者評価結果

2017年度実施の第三者評価に基づき、改善点の確認を行った。指摘通りの改善は出来ていない点があるものの、特に大きな問題点は認められなかった。

1-②令和4年度における指摘事項に関する対応状況

自立支援計画への本人参画

(監査人への説明) 家庭復帰、進級、進学、自立支援などに対する子どもの意見表明権を優先する中で、関係機関と情報共有しながら自立支援計画を組み立てている。児童相談所と施設の自立支援計画協議に関しては、「児童の意向」部分について可能な限り、子ども本人から意見を聴取し、反映させている。事例をもとに、具体的な内容についても説明があった。

(監査人の意見) 自立支援計画作りにおいて、可能な限り子どもの意向を反映しようという施設側のスタンスに敬意を表したい。ただ、持っている課題が大きい子どももあり、理想通りにいかない困難さに施設が苦慮している状況も感じられた。

自分の「自立支援計画票」を子ども自身が見ること、関係機関と協議する場に本人が同席していることは、子どもにとって大きな意味を持つと思われる。まずは中学生・高校生からで良いので、そのような対応を期待したい。子どもに見せにくい記述もあるが、本人の否定でなく、課題として周囲が考えているという前向きのスタンスで説明できるよう、工夫して頂ければ、と思う。最終目標は子ども自身が自立した生活ができる、という点にある。

ヒヤリハット事例の共有と改善に向けた対応

(監査人への説明) 職員が気づいたヒヤリハット事例は、情報共有システムに登録し、月一度開催されるヒヤリハット委員会にて事案の報告、分析、改善策の検討を協議している。その結果を業務日誌や職員会議の場で共有している。ヒヤリハット事例に気付く大切さ、子どもの安全につながる取組であることの認識も共有している。これらの取り組みを始めて2年目となり、記入する職員も増えてきている。昨年までは他の事も協議する委員会だったが、今年からはヒヤリハット委員会を独立させた。

(監査人の意見) 「責任追及のためではなく、ヒヤリハットに気づくのは良い事」というスタンスは大変重要であり、施設の責任者がそこを明確にしておくことが大切だと感じる。現状の取り組みは素晴らしい。現場レベルで行う再発防止だけでなく、全体として再発防止に向けたプログラムの開発や支援方法の検討など、少し大きな視点からの検討もあわせて行われることを期待したい。

声を上げることの大切さを子どもに伝える試み

(監査人への説明) 5年度から子どもの権利擁護委員会を独立させ、意見表明権を重視した計画に取り組んでき

た。主な活動としては満足度調査、意見箱、グリーンピース（聞き取り調査）などを実施。各グループから意見が上がれば施設の運営委員会で議論し、子どもの声への即時対応を心掛けている。また、ユニットごとの場と共に、子どもの年齢別の会議（小、中、高ごと）も実施し、様々なチャンネルで意見を聞くようにしている。それらの中で、子どもだけでの県外の遠出やスマホの所持、ユニットのグループ構成についてなど、多くの意見が出るようになっている。例として、子どもがアルバイト先のメンバーで県外に出かけたいと希望してきた際には、子ども自身から「児童相談所と話し合いたい」と申し出があり、職員と共に出向き説得を試みた事、中学生のスマホ所持について、子どもからの要望で許可することになった事など、様々な変化が起こってきた。スマホは禁止するより、施設に在籍している間に適切な使い方を教える、という方向で職員の考え方を改める事につながった。

（監査人の意見）一つ一つの事例に丁寧に付き合い、子どものニーズを中心に話し合いを重ねる苦労は大変なものだと思うが、とても重要な試みをされていると感じる。目標はあくまで施設を出た後に自立した生活が送れる力をつける事。一つ一つの経験が蓄積された力になっていく。意見箱について、細かい事であるが、子どもたちがスマホを所持している状況であれば、QRコードで意見を投稿する形にしても良いかもしれない。そういう対応がどんな変化を引き起こすのか、是非検討頂きたい。

今年度の重点ポイント

2-①家庭支援専門相談員の実施した業務について

（監査人への説明）各児童相談所との自立支援計画書協議への参加、担当ユニットのケースカンファレンス、支援協議に基づく措置関係の協議等に参加している。令和4年度は、ユニット職員との兼務であったため、所属ユニットの業務しか出来なかった。また、兼務では専門的業務も出来なかった。5年度からは施設全体の専門職の位置づけとなり、各ユニットの会議だけでなく保護者対応や家庭訪問などにも関与していく予定である。

（監査人の意見）かつては現場職員の不足を補うような役割が期待されていたかもしれないが、現在はその専門業務が明確に位置づけられている。そのすべてに対応することは出来なくても、他の専門職と協働しながら、FSWとしての専門性を確立する時期。児童相談所も家族についてはいろいろ対応しているため、調整が苦労とは思うが、立場の違いをふまえて保護者支援など出来ることはあると思う。退所後の生活や、市町からのショートステイ事例のケースワークなども期待される。来年は是非新たな展開を行った結果について、状況や課題を報告して頂きたい。

2-②職員研修の実施状況及び内容について

（監査人への説明）研修は「生涯キャリアパス研修」「専門職員向け研修」「スキルアップ研修」に分けて計画している。専門職としては処遇改善加算Ⅱに位置づけられる研修計画が必要。スキルアップ研修では子どもが抱える課題に特化した研修を企画している（発達支援、性教育、SST）。これらと共に、「みどり塾」と名付けた施設内研修を、心理士が中心に企画している。毎回テーマを決め、全職員が参加しやすい時間帯、環境を設定している。

（監査人の意見）一般的な研修とは別に、「みどり塾」のような企画を実施している事は素晴らしいと感じる。講義形式だけでなく、参加型で皆が議論できるような研修も企画されたい。また、それぞれの職員の専門職化が進むと、往々にして施設内の体制が分断される危険が生じる。生活の場としてのまとまりを大切に、チーム一丸となって支援していただきたい。

2-③リービングケアの内容及び実施計画について

（監査人への説明）担当者が所用により不在で、文書による内容説明があった。

高校3年になってからでは時間的余裕もない事から、高校1年時からの対応を進めている。多くの体験などから

本人自身が将来ビジョンを描けるよう働きかけを行おうとしているが、課題は多い。金銭管理に関するゲームなど取り入れた研修も外部団体に委託して実施中。施設の自立訓練室を活用した「一人暮らし体験」も実施しているが、課題も多い。その他、外部団体作成のハンドブックなどを活用した「自立のための勉強会」も行っている。リービングケアとともに、現在行われているアフターケアについてもあわせて説明があった。

(監査人の意見)

説明を聞く中での問題等は認められなかった。見通しを持ってリービングケア、アフターケアを実施されている事が伺える内容であった。これらは子どもの権利条約（代替養護ガイドライン）にも記載されたものであり、着実な実行が望まれる。

2-④「その子の人生を物語る記録」作成について

(監査人への説明) 子どもの頃の思い出を整理し、前向きな人生を歩むためのライフストーリー確認の取り組みと、アルバム等子ども時代の思い出作りについて説明があった。ライフストーリーワークについては、子どもが求めてきたときには必ず実施していること、また、実施した方が良いと職員側が思う子についても実施している旨、説明された。

(監査人の意見)

説明を聞く中での問題等は認められなかった。子どものニーズに応じた形で支援が実施されている事が伺える内容であった。これらは子どもの権利条約（代替養護ガイドライン）にも記載されたものであり、着実な実行が望まれる。

講評

日々の業務が大変な中でも、子どもの権利擁護を意識し、手間をかけてでもそれらを実現して行こうという職員の意識は素晴らしいものであると感じられた。すぐに実現することが難しい事であっても、条件を整えながら少しづつでも具体化していく作業を着実に進めて頂ければ、と願う。新しい事にチャレンジするのは苦労も多いけれども、希望をもって変革して行く醍醐味を皆が実感できる組織であり続けていただきたい。

以上